

原子力規制庁との面談について

当社は、平成26年12月3日の原子力規制委員会において示された敷地内破砕帯調査における有識者会合の位置付けの文書に関して、当社が原子力規制庁に対し行った質問（平成26年12月5日及び本年3月5日）に対する同庁からの口頭による回答（本年7月8日）について提出した意見書（本年7月13日、8月7日、9月25日）及び過去3回の面談を踏まえ、昨日、改めて原子力規制庁と面談を行いました。

1. 当社は、本年7月13日に提出した意見書に従い、そこで提示した具体的な事実関係等を示しながら、

- ① 有識者会合の評価書は、平成26年12月3日以前は、原子力規制委員会として「自ら確認・評価する」、「活断層であるかどうかを判断する」、「活断層であると判断された」、「活断層であると評価した」という位置付けであったものが、平成26年12月3日以降は委員会への「報告するもの」、委員会として「受理」するだけということに変わったのではないのか。
- ② 「了承」と「承知した」は、一般的用語としても行政・法律用語としても、同義ではありえないのではないのか。
- ③ 平成25年5月29日の当社に対する報告徴収命令は、原子力規制委員会の有する一般的な広範な裁量により行われたものではなく、原子力規制委員会が、それに先立つ5月22日の委員会で個別具体的に「評価した」ことに伴って出されたものではないのか。
- ④ 有識者会合は、単なる「有識者間で議論し、評価をまとめていただく場」ではなく、原子力規制委員会が有する規制権限の行使の一環、すなわち、公権力の行使の一環として、運営は適切に行われなかったのではないのか。

などについて、再度、質問し、原子力規制庁としての見解を求めました。

原子力規制庁からは、それらの全てに対し、「本年7月8日の面談において原電に回答したものがすべてであり、それ以上のものはない。」という回答に終始し、具体的な根拠、資料や事実関係に基づく論理的な説明は一切示されませんでした。このため、当社としては、平成25年5月22日、5月29日等の当社に対する行政的な取扱いと、平成26年12月3日以降の運用とが異なっていないと言う原子力規制庁の説明^{*1}は理解することができませんでした。

2. また、当社は、評価書の最新版で初めて、「K断層は、D-1 破砕帯等、原子炉建屋直下を通過する破砕帯のいずれかと一連の構造である可能性が否定できない」と記載がなされた^{※2}理由等を知るため、最後の公開審議のあった平成26年12月10日以降本年3月25日までの評価書作成に至るプロセス^{※3}に関し、原子力規制庁に対し行政文書の開示請求を行いました。当社において開示された行政文書を確認しましたが、こうした記載となった科学的根拠や「いずれか」が付け加えられた理由等を見出すことはできませんでした。そのため、面談を設定し、ご説明いただきたい旨を原子力規制庁に要請しました。

しかしながら、同庁は、「原電からの行政文書開示請求により開示した文書がすべてであり、面談は行わない」とし、面談は認められませんでした。当社としては、本件の重要性に鑑み、別途、原子力規制庁に対し質問書を提出することとしています。

3. 当社としては、本件に係る原子力規制委員会、有識者会合の審議及び評価書に係る一連の活動は原子力規制委員会の公権力の行使として行われたものであるにも拘わらず、規制当局としての行政の説明責任を全く果たしておらず、行政運営における公正の確保と透明性の向上や国民の権利利益の保護の姿勢とは全く相反するものとなっており、誠に遺憾であると考えます。

※1：原子力規制庁は、本年7月8日の面談で、「敦賀発電所敷地内破砕帯の評価等の進め方については、有識者会合が専門的知見を基に評価し、その結果を原子力規制委員会へ報告、原子力規制委員会がこの報告を参考にしつつ、原子力規制委員会としての判断(原子炉等規制法に基づき、新規制基準適合性審査を踏まえた原子炉設置変更許可、報告徴収等)を行うこととしており、「評価、判断の主体が変わっている」との指摘は当たらないと考えている。」と、口頭で回答しました。

※2：平成26年12月10日のピア・レビュー会合までの評価書では「K断層は、D-1 破砕帯と一連の構造である可能性が否定できないと考える」と記載されていました。ところが、その後、公開での議論が一切ないままに本年3月25日に原子力規制委員会に報告された評価書では「K断層は、D-1 破砕帯等、原子炉建屋直下を通過する破砕帯のいずれかと一連の構造である可能性が否定できない」と、突如として、重要な結論部分の記載が変更されていました。

※3：原子力規制委員会は、「敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合ピア・レビュー会合」が開催された平成26年12月10日以降評価書が原子力規制委員会に報告された本年3月25日までの評価書作成のプロセスに係る行政文書を、本日に至るまで公開していません。

以 上